

令和5年度本庁舎内における弁当等巡回販売許可の申請手続・抽選方法

令和5年1月30日

埼玉県総務部管財課

本庁舎内において弁当等の巡回販売を希望する方は、下記の事項を御承知の上、必要書類を管財課総務・庁舎管理担当へ提出してください。

記

1 申請書の受付に関すること

(1) 受付案内

令和5年1月30日（月）から令和5年2月10日（金）まで

周知方法：埼玉県ホームページ（管財課）に掲載

(2) 受付期間

令和5年2月6日（月）から令和5年2月10日（金）まで

各日とも午前9時から午後4時まで（正午から午後1時の間を除く。）

(3) 受付方法

ア 郵送

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県総務部管財課 総務・庁舎管理担当宛て（令和5年2月10日（金）必着。

11日（土）以降に届いた書類は無効とします。）

イ 電子メール [E-mail:a2580-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2580-02@pref.saitama.lg.jp)

（埼玉県総務部管財課 総務・庁舎管理担当）

ウ 持参

埼玉県庁 本庁舎3階 管財課 総務・庁舎管理担当

2 申請等に関する質問及び回答

(1) 申請等に関する質問がある場合は、質問を簡潔にまとめ、次のとおり電子メールにより提出してください。

ア 受付期間

令和5年2月1日（水）から令和5年2月2日（木）まで

イ 提出方法

電子メール [E-mail:a2580-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2580-02@pref.saitama.lg.jp)

（埼玉県総務部管財課 総務・庁舎管理担当）

(2) 質問に対する回答は、令和5年2月3日（金）午後5時までに管財課ホームページ上に掲載します。（<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0205/>）

3 提出書類

① 物品販売等許可申請書（別添様式）

② 誓約書（別添様式）

③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条の規定に基づく営業許可書の写し

④ 弁当等の価格一覧表（別添様式。販売する弁当等の品目等を全て記入してください。）

⑤ 履歴事項全部証明書、又は商業・法人登記を受けていない場合は代表者の住民票

（令和4年度に弁当等巡回販売に係る埼玉県庁舎管理規則（昭和42年埼玉県規則第48号）第5条第1項第1号の許可を受けている場合は不要です。）

（「法人にあっては埼玉県内に本店若しくは主たる事務所があること。個人にあっては埼玉県内

に事業所があること。」が許可条件となります。)

(写し可。申請日前3か月以内のもの。)

- ⑥ 税務署で発行された消費税及び地方消費税の納税証明書(その3)又は(その3の2)又は(その3の3)。未納の税額がないことが必要です。(写し可。申請日前3か月以内のもの。)
- ⑦ 法人事業税の納税証明書又は個人事業税の納税証明書
埼玉県内の県税事務所で発行した証明書に限ります。「現在において、滞納額がないこと」の証明が必要です。(写し可。申請日前3か月以内のもの。)

4 販売許可業者数

9業者までとし、申請者が9者を上回った場合は、「5 抽選手続」により抽選を行います。
なお、抽選を行わない場合は、令和5年2月20日(月)にその旨を管財課ホームページ上でお知らせします。[\(http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0205/\)](http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0205/)

5 抽選手続及び説明会

- (1) 抽選日時 令和5年2月24日(金) 午後2時から
- (2) 抽選場所 衛生会館3階 531会議室(さいたま市浦和区高砂3-15-1)
- (3) 持参書類 埼玉県ホームページ(管財課)に掲載の「弁当等巡回販売許可抽選整理票」
- (4) 注意事項
 - (ア) 「弁当等巡回販売許可抽選整理票」には、必要事項を記入して持参してください。
 - (イ) 抽選参加者が申請者本人である場合は、本人であることがわかるものを提出又は提示してください。(免許証・名刺等)
 - (ウ) 抽選参加者が申請者本人でない場合は、必ず「委任状」を提出してください。
 - (エ) 上記期日に欠席した場合又は時間に遅れた場合は、販売希望がないものとみなし、抽選には参加できません。
 - (オ) 抽選参加に当たり不正な行為をした場合は、当選を無効とします。

6 販売許可期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までとします。

ただし、新規の販売許可業者の販売許可期間は3か月間とし、その間良好に遂行したときは、許可期間を令和6年3月31日(日)まで延長できることとします。(延長を希望する場合は、延長期間の「物品販売等許可申請書」を延長期間開始日の2週間前までに提出する必要があります。)

7 販売許可条件

- (1) 法人にあつては埼玉県内に本店若しくは主たる事務所があること。個人にあつては埼玉県内に事業所があること。
- (2) 法第52条の規定に基づく営業の許可を受けていること。
- (3) 巡回販売に係る弁当等の容器(以下「弁当容器」という。)は、再利用できる容器のみ使用すること。(職員個人から注文を受けて各執務室に配達する場合であっても、弁当等巡回販売許可を受けた者にあつては、本規定を準用する。)
- (4) 弁当容器は、巡回販売を行った者が、巡回販売を行った当日中に回収すること。
- (5) 弁当等販売の際のカトラリー配布については、職員から申し出があった場合のみ配布すること。
- (6) 巡回販売許可に係る権利を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (7) 許可された販売時間・販売場所以外で呼びかけを行わないこと。

(8) 販売場所は次の場所とする。

また、各販売場所の業者数は3者までとする。

ア 本庁舎3階東側、4階東側及び南側、5階南側の各エレベーターホール

イ 第二庁舎2階、3階及び4階の各西側エレベーターホール

ウ 第三庁舎2階及び3階の各中央エレベーターホール

エ 職員会館3階及び4階の各エレベーターホール

オ 危機管理防災センター1階エントランス

(9) 販売に使用する台車又はワゴン（以下「台車」という。）は1台とする。

(10) 台車の外部から見やすい場所に許可台車表示板を貼り付け、明示すること。また、許可期間中に弁当等の販売を取りやめるとき、及び許可期間終了後は表示板を必ず返却すること。

(11) 販売時に、必ず回収時間・場所を明示すること。

(12) 販売時間は、正午から午後1時までの間とする。

(13) 弁当等の販売員は、3人以内とする。

(14) 物品販売等許可章は、胸につけること。また、該当する弁当等の販売員が辞めるとき、及び許可期間終了後は許可章を必ず返却すること。

(15) 事務や通行の妨害となる行為をしないこと。

(16) 庁舎を汚損し、又は毀損しないこと。

(17) 建物又は器物等に損害を与えたときは、その費用を負担すること。

(18) 法第52条の規定に基づく営業の許可の有効期間が満了したときは、更新後の営業許可書の写しを提出すること。

(19) マスクの着用等、新型コロナウイルス対策を徹底すること。

(20) 庁舎管理責任者の指示で、許可期間内に販売方法の変更、中止等がある場合は従うこと。

(21) その他弁当等の販売に当たっては、庁舎管理責任者及び関係職員の指示に従うこと。

【問い合わせ先】

担当：埼玉県総務部管財課

総務・庁舎管理担当 手塚・島田

電話：048-830-2592（直通）

時間：平日午前9時から午後4時まで

（正午から午後1時までを除く。）